

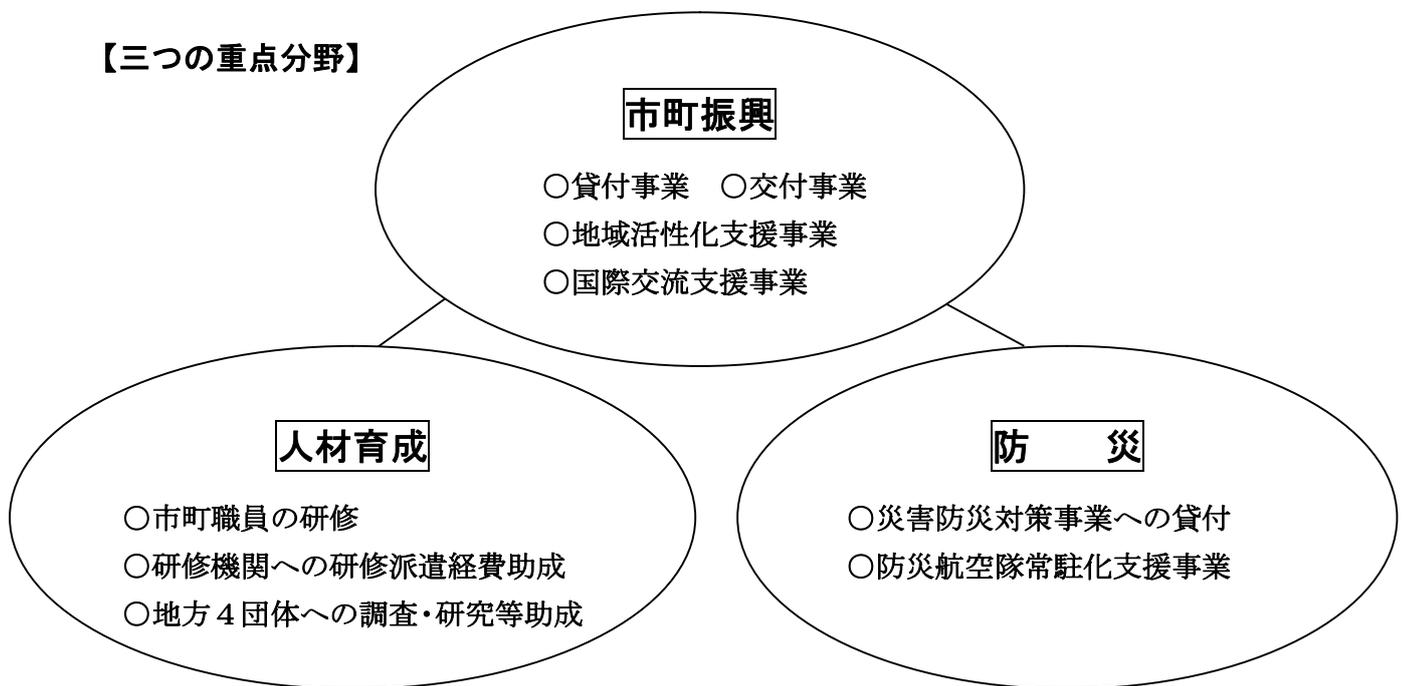
令和7年度事業計画書

I 基本方針

当協会は、市町村振興宝くじの収益金及びその運用益を活用して、長崎県内の市町村の振興を図り、住民福祉の増進に資することを目的として、昭和54年4月に設立され、平成25年4月に公益財団法人へ移行した。

昨年度は、全国的なジャンボ宝くじ等の販売の低迷により、本県の宝くじ交付金も減少となり、未だ厳しい状況ではあるが、令和7年度においても、交付事業や支援事業など市町村に対する支援の規模の維持を図る。また、宝くじ販売促進のために積極的な広報宣伝を行う。

【三つの重点分野】



II 令和7年度事業計画・収支予算の作成方針

- 1 支出予算の総額については、収入の状況を勘案し、令和6年度予算と同額程度とする。
- 2 新規事業を創設する場合には、企画財政審査会に諮るとともに、スクラップ・アンド・ビルドを基本とする。
- 3 長期貸付事業については、自治体からの需要と当協会の収入を勘案し、14億円を確保する。
- 4 県内における市町村振興宝くじの販売額増に向けた促進策を強化する。
 - (1) 市町庁舎等における臨時宝くじ販売を増設するとともに、特に市町職員への販売促進を図る。
 - (2) 当協会はもとより、全市町において、公式 SNS、広報誌、設備等を用いた積極的な宣伝を行うよう働きかける。

Ⅲ 事業計画

1 市町等に対する資金貸付事業（定款第3条第1号）

市町等の災害関連事業（災害防止対策事業）及びその他の事業（市町における緊急に整備を要する施設等整備事業）に対し、一時借入金としての短期貸付と地方債資金としての長期貸付の資金貸付を行う。

（1）貸付枠

令和7年度の貸付枠は、短期貸付1億円、長期貸付14億円とする。

（2）貸付対象事業

ア 災害関連事業（災害防止対策事業）

イ その他の事業（市町における緊急に整備を要する施設等整備事業）

ただし、長期貸付にあたっては、届出をした地方債及び地方債の同意又は許可を受けているか、又は当該年度において地方債の同意又は許可を受けることが確実と認められるものであること。

（3）貸付条件

ア 貸付利率…貸付実行日における財政融資資金の貸付金利を基準として理事長が定める利率とする。

ただし、当分の間、貸付利率の下限は、年0.11%とする。

※令和3年度から利率変更

イ 償還期限…長期貸付 12年以内（うち据置期間2年以内）
短期貸付 同一会計年度内

※過去3か年の貸付実績

年 度	長期貸付額	金 利
令和5年度	9億5,570万円	0.6%
令和4年度	8億4,460万円	0.6%
令和3年度	8億4,090万円	0.2%

2 市町村振興宝くじ交付金の市町への交付事業（定款第3条第2号）

（1）ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金（予算額204,000千円）

ハロウィンジャンボ宝くじ等の発行趣旨に基づき、市町が行う公共事業等、地方財政法第32条に基づく事業の実施を促進し、住民福祉の増進を図るため、長崎県から交付されるハロウィンジャンボ宝くじ等の収益金全てを県内の全市町に交付する。

市町への交付基準は、均等に交付する均等割30%と各市町の人口に応じて交付する人口割70%とする。

※過去3か年の交付実績

年 度	交付金額
令和5年度（R6.2.28 交付）	1億9,709万5千円
令和4年度（R5.2.28 交付）	2億466万円
令和3年度（R4.2.28 交付）	2億2,911万6千円

3 研修事業（定款第3条第3号）（予算額77,750千円）

【令和7年度研修基本方針】

若者の流出や早期離職、少子高齢化社会に伴う人手不足、自然災害のリスクなど、地方自治体の課題は山積している。

こうした複雑・多様化する行政課題に対応していくには、常に多方面への情報収集を怠らず、地域住民と円滑な関係を築きながら、丁寧かつ効率的に職務に当たることのできる職員の育成が重要となっている。

研修センターでは、専門研修でより深い知識と教養を身に付け、階層別研修においては、職責に応じたスキルや知識の習得を目的とした研修を実施している。

本年度は、特に、コミュニケーション能力の向上やデジタル化対応能力の向上を図る研修の質を高めるとともに、若手及び中堅層の職員のモチベーション向上を図るための研修や、働きやすい職場の環境整備や業務効率化を目指すための研修を新規研修として実施する。

（1）一般研修

- ア 『階層別研修』…基礎研修 「新規採用職員研修」など18研修
能力開発研修 「コミュニケーション力向上研修」など4研修
 - イ 『専門研修』…行政実務コース 「契約事務研修」など15研修
能力開発・教養コース「クレーム対応研修」など6研修
法令コース「法制執務研修」など4研修
自治政策コース「地域づくりコーディネーター養成研修」
DX推進コース「DX人材育成入門研修」など3研修
- 計 51研修

（2）特別研修

- ア ニーズ研修、イ 通信教育

※令和7年度研修体系・・・別紙のとおり（P11）

※過去3か年の研修実績

年 度	回 数	受講人数	金 額
令和5年度	106回	7,761人	6,767万9,537円
令和4年度	106回	8,914人	6,691万1,241円
令和3年度	90回	7,803人	6,639万1,758円

4 市町振興共同事業助成（定款第3条第3号）

長崎県内の市町が共通の目的をもって、単独又は、複数で実施する市町の振興に資すると認められる事業に対して助成する。

（1）研修及び調査・研究事業

ア 研修機関派遣事業（予算額 14,000 千円）

市町職員の人材育成をさらに支援するために、各種研修機関（市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、（公財）長崎県建設技術研修センター）への市町職員の研修派遣経費の一部を助成し、市町職員の研修受講の促進を図る。
（助成額：実費額の2/3）

※過去3か年の助成実績

年 度	研修機関	受講人数	金 額
令和5年度	① 市町村職員中央研修所	105人	646万8,470円
	② 全国市町村国際文化研修所	39人	164万9,311円
	③ （公財）長崎県建設技術研修センター	140人	130万280円
	計	284人	941万8,061円
令和4年度	① 市町村職員中央研修所	65人	378万2,792円
	② 全国市町村国際文化研修所	51人	213万184円
	③ （公財）長崎県建設技術研修センター	171人	225万4,970円
	計	287人	816万7,946円
令和3年度	① 市町村職員中央研修所	10人	64万2,111円
	② 全国市町村国際文化研修所	12人	47万3,465円
	③ （公財）長崎県建設技術研修センター	132人	179万1,132円
	計	154人	290万6,708円

イ 地方4団体研修及び調査・研究事業（予算額 16,000 千円）

「地域社会の健全な発展」の担い手である市町が共同で設置した団体（長崎県市長会、長崎県町村会、長崎県市議会議長会、長崎県町村議会議長会）が行う市町の首長や職員、市町議員等の人材育成に係る研修及び市町振興のための調査・研究事業に対して事業費の一部を助成する。

（助成額：各団体上限4,000千円）

※過去の助成実績（地方4団体への助成は、平成23年度から開始）

年 度	地方4団体	金 額
令和5年度	① 長崎県市長会	400万円
	② 長崎県町村会	400万円
	③ 長崎県市議会議長会	400万円
	④ 長崎県町村議会議長会	212万6,119円
	計	1,412万6,119円

令和4年度	① 長崎県市長会	348万8,208円
	② 長崎県町村会	400万円
	③ 長崎県市議会議長会	330万3,169円
	④ 長崎県町村議会議長会	185万6,400円
	計	1,264万7,777円
令和3年度	① 長崎県市長会	28万7,970円
	② 長崎県町村会	34万2,466円
	③ 長崎県市議会議長会	74万7,970円
	④ 長崎県町村議会議長会	8万7,176円
	計	146万5,582円

(2) 地域活性化支援事業（予算額 100,000 千円）

「地域社会の健全な発展」の担い手である市町を通じて、県内市町のまちづくりを支援し、地域のより一層の活性化を図り、住民福祉の増進に寄与することを目的に、市町が実施するア～ウの事業の事業費の一部を助成する。

（助成額：対象事業費の1/2以内、上限あり）

ア コミュニティ活性化支援事業

市町が実施する文化・スポーツ・祭り・地域間交流等のソフト事業

イ 定住促進支援事業

市町が行う、定住促進のためのフォーラムや広告掲載等の情報発信事業及びUIターンを検討している方を対象とした体験モニターツアー等のソフト事業

ウ 地域特産品需要拡大支援事業

市町が行う、新たな地域の特産品を開発するための調査・研究・開発・販売促進のための市場開拓事業

※過去3か年の助成実績

年 度	助成事業名	事業数	金 額
令和5年度	①コミュニティ活性化支援事業	13市8町42事業	6,926万6,206円
	②定住促進支援事業	10市7町21事業	1,398万2,335円
	③地域特産品需要拡大支援事業	8市6町19事業	889万5,321円
	計	13市8町82事業	9,214万3,862円
令和4年度	①コミュニティ活性化支援事業	12市6町34事業	6,240万6,226円
	②定住促進支援事業	12市6町20事業	1,272万6,314円
	③地域特産品需要拡大支援事業	12市6町23事業	1,441万9,417円
	計	13市7町77事業	8,955万1,957円

令和3年度	①コミュニティ活性化支援事業	8市5町21事業	3,788万6,889円
	②定住促進支援事業	11市6町19事業	1,078万8,787円
	③地域特産品需要拡大支援事業	11市5町19事業	1,050万4,426円
	計	13市7町59事業	5,918万102円

(3) 国際交流支援事業（予算額 45,000 千円）

「地域社会の健全な発展」の担い手である市町を通じて、市町が実施する長崎県内の人々と海外の人たちとの相互理解を深める事業を支援し、人材育成及び地域のより一層の活性化を図り、住民福祉の増進に寄与することを目的に、市町が実施する住民の参加する人的交流を伴う国内または海外での国際交流事業の事業費の一部を助成する。

（助成額：対象事業費の4/5以内、上限あり）

※過去3か年の助成実績

年 度	事業数	金 額
令和5年度	9市6町34事業	2,940万9,666円
令和4年度	6市3町21事業	1,800万4,987円
令和3年度	6市2町22事業	1,541万9,596円

(4) 長崎県防災航空隊常駐化支援事業（予算額 35,000 千円）

長崎県防災ヘリコプター運航連絡協議会（長崎県、県内の市町、消防事務を行う一部事務組合）は、長崎県防災ヘリコプターの円滑な運航管理を図り、長崎県防災消防体制の充実強化に資することを目的に構成された、県内唯一の団体である。

協会は、災害発生時の災害情報収集や救急・救助・山林火災など緊急時における迅速な初動体制を確立し、離島を抱えた県内の住民の生命、安全を守ることを目的とした、防災航空隊の常駐化に係る隊員の市町負担分の人件費の一部を助成する。

（助成額：人件費の2/3以内）

※過去3か年の助成実績

年 度	運航実績	金 額
令和5年度	231件、287時間	3,457万9,944円
令和4年度	223件、251時間	3,441万8,334円
令和3年度	215件、274時間	3,293万4,065円

5 市町の振興に関する情報提供（定款第3条第4号）

(1) 市町村便覧の作成（予算額 800 千円）

- 市町行財政に関する統計資料及び公共施設の整備水準等を一覧できる調査資料を作成し、県内市町及び関係団体等へ配布する。

- ・発行回数 年1回
- ・発行部数 710部

※過去3か年の実績

年 度	部 数	金 額
令和5年度	710部	65万9,945円
令和4年度	721部	54万7,239円
令和3年度	830部	54万7,800円

(参考)

- ・国県支出金等一覧表及び起債事務の手引きについては、長崎県市町村課が監修及び作成し、県内市町及び関係団体等へデータで配布（年1回）
国県支出金等一覧表（令和3年度からデータで配布）
 - ・決算統計等市町財政実務担当者のための参考資料としての手引書
- 起債事務の手引き（令和4年度からデータで配布）
 - ・地方債制度全般、地方債に係る交付税措置等を市町財政担当者向けに解説した手引書

6 市町村振興宝くじ広報宣伝（定款第3条第5号）（予算額2,500千円）

サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの売上げを伸ばして収益金の増収を図るため、広報宣伝を行う。

- (1) 市町に対し広報誌、ホームページ及びSNS等への掲載依頼
- (2) 懸垂幕によるPR
- (3) 宝くじ公式サイトでのインターネット販売PRの広報誌への広告掲載によるPR
- (4) 大型ビジョン等デジタルサイネージの活用によるPR
- (5) 庁舎におけるジャンボ宝くじの臨時販売によるPR
- (6) その他

※過去3か年の実績…令和5年度 248万3,579円
令和4年度 122万9,070円
令和3年度 165万5,000円

(参考資料)

前年度事業との比較表

(単位:千円)

項 目	予 算			決 算		
	令和7年度	令和6年度	増 減	令和5年度	令和4年度	令和3年度
1 貸付事業	1,500,000	1,400,000	100,000	955,700	844,600	840,900
(1)短期貸付	100,000	100,000	0	0	0	0
(2)長期貸付	1,400,000	1,300,000	100,000	955,700	844,600	840,900
2 交付事業	204,000	204,000	0	197,095	504,660	529,116
(1)ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金	204,000	204,000	0	197,095	204,660	229,116
(2)サマージャンボ宝くじ基金市町交付金	0	0	0	0	300,000	300,000
3 研修事業	77,750	77,750	0	67,679	66,911	66,392
4 市町振興共同事業助成	210,000	210,000	0	179,674	162,786	111,906
(1)研修及び調査・研究事業	30,000	30,000	0	23,543	20,813	4,372
ア 研修機関派遣事業	14,000	14,000	0	9,417	8,166	2,907
・市町村職員中央研修所				6,468	3,782	642
・全国市町村国際文化研修所				1,649	2,130	474
・公益財団法人長崎県建設技術研究センター				1,300	2,254	1,791
イ 地方4団体研修及び調査・研究事業	16,000	16,000	0	14,126	12,647	1,465
・長崎県市長会	4,000	4,000	0	4,000	3,488	288
・長崎県町村会	4,000	4,000	0	4,000	4,000	342
・長崎県市議会議長会	4,000	4,000	0	4,000	3,303	748
・長崎県町村議会議長会	4,000	4,000	0	2,126	1,856	87
(2)地域活性化支援事業	100,000	100,000	0	92,143	89,551	59,180
ア コミュニティ活性化支援事業					62,406	37,887
イ 定住促進支援事業					12,726	10,789
ウ 地域特産品需要拡大支援事業					14,419	10,504
(3)国際交流支援事業	45,000	45,000	0	29,409	18,004	15,420
(4)長崎県防災航空隊常駐化支援事業	35,000	35,000	0	34,579	34,418	32,934
※5 市町の振興に関する情報提供	800	800	0	659	547	856
(1)市町村便覧	800	800	0	659	547	548
(2)国県支出金一覧表	0	0	0	0	0	0
(3)起債事務の手引き	0	0	0	0	0	308
※6 市町村振興宝くじ広報宣伝	2,500	2,500	0	2,483	1,229	1,655
合 計	1,995,050	1,895,050	100,000	1,403,290	1,580,733	1,550,825

※5. 6は法人会計支出分(印刷製本費、委託料)

令和7年度研修科目

令和7年度研修体系

※オンライン

○階層別研修

<基礎研修>

No.	研修名
1	トップセミナー ※
2	副市町長・総務部課長研修
3	新規採用職員研修（新卒者3回・社会人2回）
4	主事級研修（2回）
5	フォロー研修
6	主査・主任級研修（1回）
7	次世代リーダー研修（主査・主任級）
8	新任係長研修（2回）
9	女性リーダー育成研修（係長～課長補佐級）
10	次世代マネージャー研修（課長補佐級）
11	新任課長研修（2回）

<能力開発研修>

No.	研修名
1	キャリアデザイン研修（若手職員）
2	再任用受け入れ側研修（管理職）
3	リスクマネジメント研修（監督職～管理職）
4	ファシリテーション研修（主査・主任級～係長級）

○専門研修

<行政実務コース>

No.	研修名
1	契約事務研修（収録動画）
2	出納事務と予算決算研修
3	複式簿記研修
4	会計基礎研修
5	情報公開と個人情報保護研修※
6	地方公営企業消費税講習会（国税局共催）
7	地方財政講習会（県共催）
8	戸籍事務担当者研修
9	採用担当者研修
10	人材育成担当者研修
11	私債権研修
12	地方税専門研修（外部講師）
13	市町税務職員初任者研修
14	徴収職員初任者研修
15	固定資産税担当者研修
16	地方税法総則研修
17	専門講師現地研修

<法令コース>

No.	研修名
1	法制執務研修（基礎・応用編）
2	地方自治法研修（基礎編）【eラーニング】
3	地方公務員法研修【eラーニング】
4	自治体法務（基礎編）

<自治政策コース>

No.	研修名
1	地域づくりコーディネーター養成研修

<能力開発・教養コース>

No.	研修名
1	クレーム対応研修
2	カスハラ研修（集合）
3	ハラスメント研修 ※
4	情報発信力向上研修
5	セルフマネジメント研修～自身の取扱い説明書～（集合研修+オンライン）
6	Webセミナー（講演）※
7	県・市町村合同専門研修

<DX推進コース>

No.	研修名
1	DX推進のためのタイムマネジメント研修※
2	事業・業務改善提案研修
3	DX推進セミナー※

★海外研修

○ニーズ研修

各自治体で課題となっている事項にあわせた研修を本センター主催研修と位置付けて開催する。

○通信教育

（1）階層別・行政実務 （2）能力開発・教養 （3）語学 （4）法令 （5）OA （6）資格支援

○県派遣研修

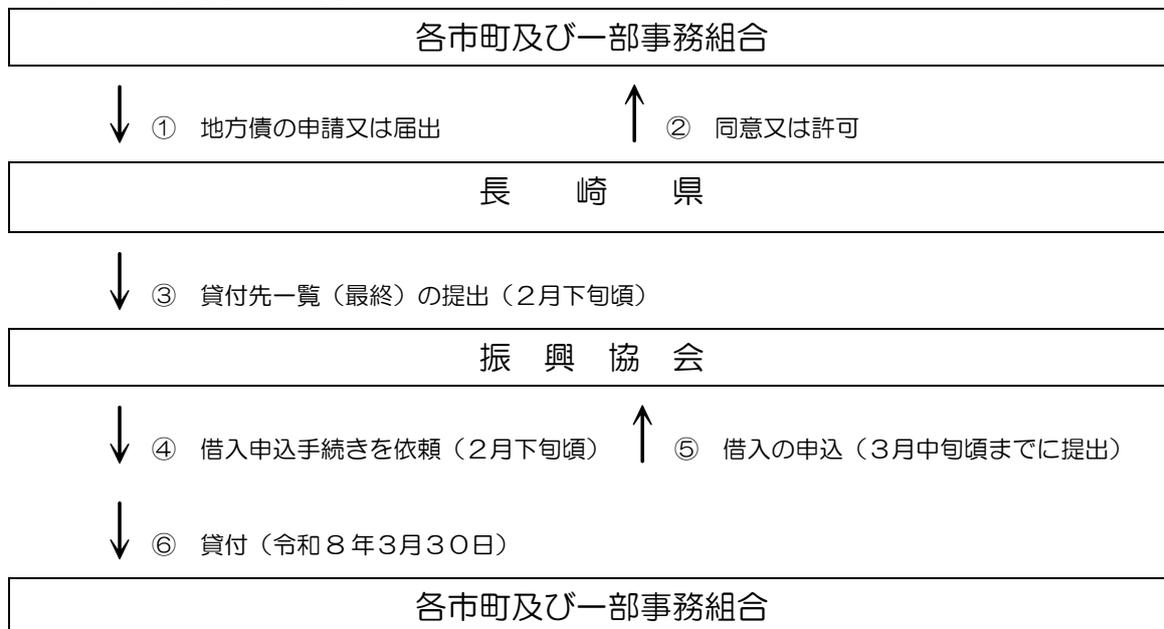
県市町村課、地域づくり推進課、税務課への派遣

2 令和7年度 事業の手続き

貸付事業

関係規則・・・(公財)長崎県市町村振興協会基金貸付細則

(1) 貸付までの流れ



(2) 借入申込・償還

ア 借入の申込に必要な資料

- ①長期(短期)貸付借入申込書
(様式第1号又は様式第2号(細則第7条関係))
- ②長期(短期)貸付事業概要調書
(様式第3号又は様式第4号(細則第7条関係))
- ③長期(短期)貸付借用証書
(様式第5号又は様式第6号(細則第8条関係))
- ④予算書、起債同意書又は許可書及び届出書の写し(長期貸付のみ)
- ⑤一時借入金現在額調(短期貸付のみ)(様式第7号(細則第9条関係))
- ⑥その他協会が必要と認める書類(例:一時借入金限度額の証明書など)

イ 貸付金の償還

貸付金に係る元利支払期日の2週間前までに、元利金払込通知書(様式第10号(細則第11条))が送付される。

対象団体は、元利金払込通知書に基づき定められた期日(9月24日、3月24日)に償還。(※期日が休日にあたるときは、その翌日に償還)

公益財団法人長崎県市町村振興協会基金貸付細則

平成 25 年 4 月 1 日

細 則 第 2 号

改正 平成 28 年 2 月 3 日 細 則 第 1 号

改正 令和元年 10 月 28 日 細 則 第 1 号

改正 令和 3 年 2 月 10 日 細 則 第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人長崎県市町村振興協会基金積立金運用規程(以下「規程」という。)第 4 条の規定に基づき、公益財団法人長崎県市町村振興協会(以下「協会」という。)が、市町等に対して基金の資金(以下「資金」という。)を貸付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第 2 条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

- 2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る届出をした地方債及び地方債の同意又は許可(以下「同意等」という。)を受けている市町等に対する一会計年度をこえる貸付をいう。
- 3 短期貸付とは、貸付対象事業に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業)

第 3 条 協会の貸付対象事業は、別表に掲げる事業とする。

(貸付の要件)

第 4 条 資金の貸付を受けようとする市町等は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること。
- (2) 事業の計画が適切であること。
- (3) 財務の経理が明確であること。
- (4) 長期貸付にあたっては、届出をした地方債及び地方債の同意等を受けているか、または当該年度において地方債の同意等を受けることが確実と認められるものであること。

(貸付方法)

第 5 条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、貸付実行日における財政融資資金の貸付金利を基準として理事長が定める利率とする。ただし、当分の間、貸付利率の下限は、年0.11%とする。
- (2) 償還期限は、長期貸付にあたっては12年以内（うち据置期間2年以内）、短期貸付にあたっては同一会計年度内とする。
- (3) 長期貸付に係る貸付日は毎年3月28日とし、償還日は毎年9月24日及び3月24日とする。ただし、当日が休日にあたる時は、その翌日とする。
- (4) 元金の償還方法は、長期貸付にあたっては半年賦元金均等償還の方法、短期貸付にあたっては、一括弁済の方法によるものとする。
- (5) 利息については、長期貸付にあたっては借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあたっては借入日の翌日から元金償還の日までの利息を協会に払い込むものとする。
- (6) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。

(借入の申込)

第7条 資金の貸付けを受けようとする市町等は、別に定める期日までに次の各号に掲げる書類を協会に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）
- (2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）

2 前項に定めるもののほか、協会は、当該市町等に対し、必要な書類の提出を求めることがある。

(貸付の決定)

第8条 協会は借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町等に対しては、借用証書（様式第5号又は様式第6号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町等に対しては、その旨を通知するものとする。

(貸付の実行)

第9条 市町等は、前条の借用証書に次に掲げる書類を添えて、貸付期日の2週間前までに、協会に提出するものとし、協会は、これと引き換えに資金を送付するものとする。

- (1) 長期貸付にあたっては予算書、起債同意書又は許可書及び届出書の写し短期貸付にあたっては一時借入金現在額調（様式第7号）
- (2) その他協会が必要と認める書類

2 協会は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあたっては償還年次表（様式第8号）を作成し、これを当該市町等に送付するものとする。

(事業計画の変更)

第10条 第8条の規定により借用証書を提出した市町等は、当該事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第9号)を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、借入額に変動を生じない場合は、承認を受ける必要はない。

(貸付金の償還)

第11条 協会は、資金の貸付に係る元利支払期日の2週間前までに、元利金払込通知書(様式第10号)を当該市町等に送付するものとする。

2 市町等は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払い込むものとする。

(繰上償還)

第12条 協会は、資金の貸付を受けた市町等が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部を繰上償還させることができる。この場合においては、協会は、繰上償還させようとする日の10日前までに当該市町等に対し、繰上償還通知書(様式第11号)を送付するものとする。

2 市町等は、貸付を受けた資金を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町等は、あらかじめ繰上償還申請書(様式第12号)を協会に提出するものとする。

(延滞利息)

第13条 協会は、借入市町等が償還金又は前条第1項の規定により、繰上償還すべき金額を支払期日までに支払わなかったときは、延滞元利金額につき年10パーセントの割合で、当該支払期日の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利息を徴収するものとする。

(事業の実施状況の報告及び検査)

第14条 協会は、資金の適切かつ効率的な運用を図るため必要があると認めたときは、貸付対象事業の実施状況について、借入市町等に対し必要な資料の提出を求め、又は当該職員をして実地に検査させることができる。

(委任)

第15条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

この細則は、公益財団法人長崎縣市町村振興協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則(平成28年2月3日細則第1号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月28日細則第1号）
この細則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和3年2月10日細則第1号）
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

公益財団法人長崎県市町村振興協会基金貸付対象事業

災害 関 連 事 業	(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業 (2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業
そ の 他 の 事 業	(1) 消防・防災施設等、住民の安全に資するための事業 (2) 図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業 (3) 体育館、プール、遊歩道等スポーツの振興及び健康増進に資するための事業 (4) 地域産業の振興に資するための事業 (5) 歴史上又は、学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業 (6) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業 (7) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資する事業 (8) その他協会が必要と認めた事業

附 則（平成 28 年 2 月 3 日細則第 1 号）

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

長期貸付借入申込書

- | | | | | |
|---|-----------------|---|---------|---|
| 1 | 借入金額 | 金 | 円也 | |
| 2 | 資金の用途 | | | |
| 3 | 利率 | 年 | パーセント | |
| 4 | 借入希望期日 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 元金の支払方法及び期日 | 2年以上内据置10年半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。 | | |
| 6 | 資金の交付を受ける銀行等の店舗 | 銀行 | 店 (口座名) | |

上記により、貴協会から資金の借入をいたしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

年 月 日

市 (町) 長



公益財団法人 長崎県市町村振興協会

理事長 様

- (注) 1. ※は、記入しないでください。
2. 借入金額は、算用数字 (1, 2, 3, ...) で記入してください。
3. 「6 資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び登録口座名を正確に記入してください。
4. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。
5. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

捨 印

短期貸付借入申込書

- | | | | | |
|---|-----------------|---|--------|---|
| 1 | 借入金額 | 金 | 円也 | |
| 2 | 資金の用途 | | | |
| 3 | 利率 | 年 | パーセント | |
| 4 | 借入希望期日 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 償還予定期日 | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 利息支払方法及び期日 | 元金償還の日において、借入日の翌日から元金償還の日までの日数に応じ支払います。 | | |
| 7 | 資金の交付を受ける銀行等の店舗 | 銀行 | 店 (口座名 |) |

上記により、貴協会から資金の借り入れをいたしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

年 月 日

市 (町) 長



公益財団法人 長崎県市町村振興協会

理事長 様

捨 印

(注) 1. ※は、記入しないでください。

2. 借入金額は、算用数字 (1, 2, 3, ...) で記入してください。

3. 「7 資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び登録口座名を正確に記入してください。

4. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。

5. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

様式第3号 (第7条関係)

長期貸付事業概要調査書

団体名		連絡先		(担当部課名)		部 課 (担当者氏名)		(電話番号)		※ 年 月 日 受付	
借入申込額		千円		借入希望期日		年 月 日		事業名		年 月 日 (振興 第 号)	
起債 届出・同意等 (予定)状況 届出・同意等	事業区分		年度		届出・同意等年月日等		限度額				
	届出・同意等(予定)額		千円		予算中地方債 に関する定め		償還方法				
	同上資金区分		協会資金		千円		千円				
今回借入申込額のうち短期からの振替希望額		千円		年 月 日		短期借入		千円より		千円を長期借入へ振替える。	
全体計画の概要		事業年度		年度から		年度まで		ケ年事業		予算措置	
		総事業費		千円		前年度までの施行済額		千円		1. 継続費 2. 毎年度ごとに予算計上	
本年度の工事等の施工状況		工事等の内容		数量		単価		事業費		千円	
		着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日		本年度の必要性及び事業効果等		千円		本年度施行(予定)額	
同上財源内訳		地方債		協会資金		その他参考事項		千円		千円	
		国・県補助金		その他							
		その他									

(注) ※は、記入しないでください。

様式第4号（第7条関係）

短期貸付事業概要調査書

		※		年	月	日	受付
団体名		連絡先		(担当部課名)	部	課	(担当者氏名)
借入申込額	千円	借入希望日		年	月	日	年
事業名 (資金の用途)		借入希望額	千円	償還予定期日	年	月	日
事業費 (資金需要)	千円	自己資金	千円	資金を必要とする理由			
		借入金	千円				
予算に定めた一時借入金の最高額 ㉑		振替希望の有無	千円	その他参考事項			
一時借入金現在高 ㉒		起債協議又は 許可申請の有無	千円				
㉑	—	振替希望の有無	千円				
長期貸付への振替希望							

(注) ※は、記入しないでください。

長期貸付借用証書

金額

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

- | | | | | | |
|---|-------------|--|-------|---|--|
| 1 | 資金の用途 | | | | |
| 2 | 利率 | 年 | パーセント | | |
| 3 | 償還期限 | 年 | 月 | 日 | |
| 4 | 据置期限 | 年 | 月 | 日 | |
| 5 | 元金の支払方法及び期日 | 2年以内据置10年半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。 | | | |
| 6 | 元金の支払場所 | 銀行 | 店 | | |

年 月 日

市(町)長

印

公益財団法人 長崎県市町村振興協会

理事長 様

捨 印

(注) 1. ※は、記入しないでください。

2. 借入金額は、算用数字(1, 2, 3...)で記入してください。

3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。

4. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

特 約

1. 利息の計算
利息は、借入の翌日から計算するものとする。
2. 繰上償還
(1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
(2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
(3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。
3. 延滞利息
借入団体は、元利金の払込を遅滞した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。
4. 債務引受け
借入団体は、債務引受により借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

条 項

5. 報 告
借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合においては、その都度すみやかに協会に報告するものとする。
(1) 借入団体の名称を変更した場合
(2) 廃棄分合、協会変更又は解散により借入金の債務の継承を生じた場合
(3) 借入金を財源として施行する予定の、又は、施行中の若しくは施行した事業を中止、廃止、又は計画を変更した場合。
6. 調 査
協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。
7. その他
この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

短期貸付借用証書

金額

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

- | | | | | | |
|---|----------|---|-------|----|--------|
| 1 | 資金の用途 | | | | |
| 2 | 利率 | 年 | パーセント | | |
| 3 | 償還期限 | 年 | 月 | 日 | |
| 4 | 利息の支払期日 | | | | 元金償還の日 |
| 5 | 元利金の支払場所 | | | 銀行 | 店 |

年 月 日

市(町)長

印

公益財団法人 長崎県市町村振興協会

理事長 様

捨印

(注) 1. ※は、記入しないでください。

2. 借入金額は、算用数字(1, 2, 3...)で記入してください。

3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。

4. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

特 約

1. 利息の計算
利息は、借入の翌日から計算するものとする。
2. 繰上償還
(1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
(2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
(3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。
3. 延滞利息
借入団体は、元利金の払込を遅滞した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。
4. 債務引受け
借入団体は、債務引受により借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

条 項

5. 報 告
借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合においては、その都度すみやかに協会に報告するものとする。
(1) 借入団体の名称を変更した場合
(2) 廃棄分合、協会変更又は解散により借入金の債務の継承を生じた場合
(3) 借入金を財源として施行する予定の、又は、施行中の若しくは施行した事業を中止、廃止、又は計画を変更した場合。
6. 調 査
協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。
7. その他
この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

様式第8号（第9条関係）

償 還 年 次 表

団体名 _____ 元 金 _____ 千円
 貸付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 貸付利率 _____ 年 _____ %

年 度	元利支払期日	未償還元金	償 還 予 定 額		
			元 金	利 子	計
	年 月 日	千円	円	円	円
年度	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				

(公益財団法人長崎縣市町村振興協会基金貸付分)

様式第9号（第10条関係）

事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

公益財団法人長崎県市町村振興協会
理事長

様

市（町）長

印

年 月 日 第 号の申請に係る 年度市町村振興協会基金貸付事業の事業計画を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

別紙のとおり

注 変更の内容は、別紙とし、事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）について変更後の計画を黒字で、規定計画を赤字で記入すること。

様式第 10 号 (第 11 条関係)

元 利 金 払 込 通 知 書

金 額		元金	円
	円	利息	円
事 業 名 (資金の用途)			
区 分	短 期 貸 付	年 月 日 貸付分	
	長 期 貸 付	年度 期分	
払 込 期 日	年 月 日		
払 込 (受 取) 先	指 定 銀 行	銀 行	店
	預 金 種 目 及び口座番号	預 金 No.	
	受 取 人		
	住 所 及 び 電 話 番 号		
	振 込 指 定		

上記のとおりお支払ください。

年 月 日

公益財団法人 長崎縣市町村振興協会
理事長 印

様

様式第 11 号 (第 12 条関係)

繰上償還通知書

繰上償還決定額	円
事業名	
貸付年月日	年 月 日
貸付額	円
未償還元金	円
繰上償還元金	円
貸付残高	円
払込期日	年 月 日
払込方法	別添「元利金払込通知書」のとおり

上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人 長崎県市町村振興協会
理事長 

様

様式第 12 号 (第 12 条関係)

繰上償還申請書

繰上償還希望額	円
事業名	
借入年月日	年 月 日
当初借入額	円
未償還額	円
今回繰上償還額	円
差引借入残額	円
繰上償還希望期日	年 月 日
繰上償還の理由	

上記により繰上償還を行ないたいので申請します。

年 月 日

市(町)長



公益財団法人長崎縣市町村振興協会
理事長 様

交付事業

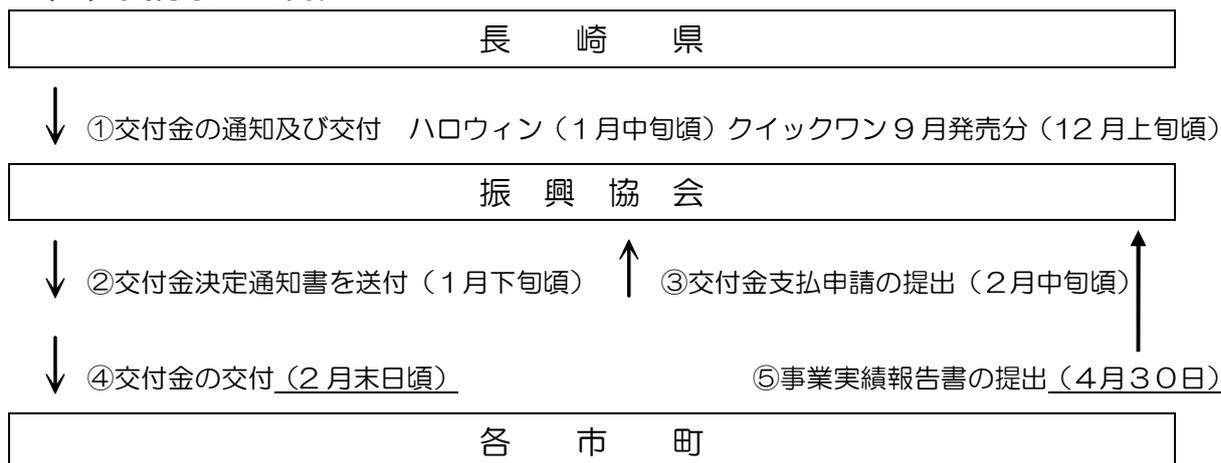
1 ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金

関係規程及び規則

(公財) 長崎県市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金交付規程

(公財) 長崎県市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金交付細則

(1) 交付までの流れ



(2) 交付金の申請

- 申請期限…令和8年2月中旬頃
- 提出書類…ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金支払申請書
(第2号様式(細則第6条関係))

(3) 事業実績報告書の提出

- 提出期限…令和8年4月30日(木)まで
- 提出書類…事業実績報告書(第3号様式(細則第7条関係))

公益財団法人長崎縣市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金交付規程

平成25年4月8日

規程第23号

改正 平成29年6月12日 規程第4号

改正 令和4年12月28日 規程第1号

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人長崎縣市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付するハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金（以下「市町交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 市町交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじ等の収益金をもって長崎県が協会に交付する長崎県交付金を財源とする。

(市町への交付基準)

第3条 市町交付金の市町への交付については、その額の100分の30を均等割、100分の70を人口割として行う。

(交付金の対象事業)

第4条 市町交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

(預金利息等)

第5条 市町交付金の預金から生じる利息等は、収支予算に計上して、市町交付金に編入するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第6条 市町交付金の交付を受けた市町は、その用途について協会に報告するものとする。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人長崎縣市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

公益財団法人長崎縣市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金交付細則

平成25年4月1日

細則第3号

改正 平成26年3月7日 細則第5号
改正 平成27年3月11日 細則第1号
改正 平成29年6月12日 細則第1号
改正 平成30年2月14日 細則第2号
改正 平成31年1月29日 細則第1号
改正 令和2年2月12日 細則第2号
改正 令和3年2月10日 細則第2号
改正 令和4年4月1日 細則第1号
改正 令和4年12月28日 細則第1号
改正 令和5年3月31日 細則第1号
改正 令和6年4月1日 細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人長崎縣市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金交付規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、公益財団法人長崎縣市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付するハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金（以下「市町交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の単位等)

第2条 市町交付金の単位は、千円単位とし、市町当たりの市町交付金は、均等割及び人口割で算出した金額を合算し、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 前項の規定により切り捨てられた千円未満の端数は、合計して翌年度に繰越のうえ翌年度交付金と合せて交付するものとする。

3 市町の数、当該年度の1月1日現在のものとし、市町の人口は、直近の国勢調査（確定値）によるものとする。

(預金利息等の取扱い)

第3条 市町交付金の預金から生じる利息等は、事務手続上、翌年度に繰越のうえ翌年度交付金と合せて交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第4条 協会は、市町交付金を当該年度の3月31日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第1号の市町交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(交付の支払申請)

第6条 前条の通知を受けた市町は、様式第2号の市町交付金支払申請書により交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第7条 市町交付金の交付を受けた市町は、規程第6条の規定に基づき、当該年度終了後1カ月以内に、市町交付金の使途について、様式第3号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則

この細則は、公益財団法人長崎県市町村振興協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、決裁の日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

長振第 号
年 月 日

各 市 町 長 様

公益財団法人長崎縣市町村振興協会
理事長 ㊟

ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金決定通知書

年度公益財団法人長崎縣市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金を本協会ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金交付規程に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 _____ 円

2. 交付年月日 年 月 日

3. 留意事項

- (1) この交付金の対象となる事業は地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業であること（別紙1参照）。
- (2) 交付金の支払申請・実績報告等の事務手続きは、市町交付金交付細則によること。
- (3) この交付金の支払申請は、年 月 日までに行うこと。

地方財政法第32条に規定する事業

1 事業

- (1) 公共事業
- (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

2 総務省令で定める事業

地方財政法第32条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第1号については令和9年度までの間に、第2号及び第7号から第9号までについては令和6年度までの間に、第3号から第6号まで及び第10号については令和10年度までの間に、第11号については令和9年度までの間に行われるものとする。

- 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業
- 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業
- 十一 令和9年に開催されるワールドマスタースゲームズ2027 関西の準備及び運営に係る事業

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人長崎県市町村振興協会
理事長 様

市 町 長 ㊤

ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金支払申請書

年 月 日付第 号で通知のあった 年度公益財団法人長崎県市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金について公益財団法人長崎県市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金交付細則第6条の規定に基づき下記のとおり支払を申請します。

記

1. 支払申請金額 _____ 円

2. 振 込 先 _____ 銀行 _____ 支店
預金種目 _____ 普通・その他（ _____ ）
口座番号 _____
名 義 人 _____

3. 使 途

事 業 種 目	事 業 費	う ち 交 付 金 額
	円	円
	円	円

- (注) 1 事業種目については、別紙2の「地方財政法第32条に規定する事業」の各項目から選択して事業番号を記入してください。
- 2 用途が確定していないため、翌年度に繰り越す場合などは、その旨を事業種目の欄に記入してください。
- 3 事業費については、計画額でも実績額でも可能です。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人長崎県市町村振興協会
理事長 様

市 町 長 ㊟

事業実績報告書

年度公益財団法人長崎県市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付金の
使途について、公益財団法人長崎県市町村振興協会ハロウィンジャンボ宝くじ等市町交付
金交付細則第7条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 交 付 金 額 _____ 円

2. 使 途

事業種目	事業名	充 当 額
		円
		円

- (注) 1 事業種目については、別紙2の「地方財政法第32条に規定する事業」の各項目
から選択して事業番号を記入してください。
- 2 使途が確定していないため、翌年度に繰り越す場合などは、その旨を事業種目の
欄に記入してください。

地方財政法第32条に規定する事業

公 共 事 業

(事業 1) 公共事業

公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして
総務省令で定める事業

(事業 2) 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業

(事業 3) 地方公共団体がその運営に相当程度に関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証券に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業

(事業 4) 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業

(事業 5) 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業

(事業 6) 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業

(事業 7) 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業

(事業 8) 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業

(事業 9) 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業

(事業 10) 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業

(事業 11) 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業

(事業 12) 令和9年に開催されるワールドマスターズゲームズ2027 関西の準備及び運営に係る事業

助成事業

関係規程及び要綱

- (公財) 長崎県市町村振興協会市町振興共同事業助成金助成規程
- (公財) 長崎県市町村振興協会研修機関派遣事業助成金交付要綱
- (公財) 長崎県市町村振興協会地方4団体研修及び調査・研究事業助成金交付要綱
- (公財) 長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金交付要綱
- (公財) 長崎県市町村振興協会国際交流支援事業交付要綱
- (公財) 長崎県市町村振興協会長崎県防災航空隊常駐化支援事業助成金交付要綱

1 対象事業

- (1) 研修及び調査・研究事業
 - ア 研修機関派遣事業
 - イ 地方4団体研修及び調査・研究事業
- (2) 地域活性化支援事業
 - ア コミュニティ活性化支援事業
 - イ 定住促進支援事業
 - ウ 地域特産品需要拡大支援事業
- (3) 国際交流支援事業
- (4) 長崎県防災航空隊常駐化支援事業

2 助成金の申請

- (1) 申請期間
 - 令和7年5月1日から令和7年12月26日まで(必着)
- (2) 提出書類
 - ① 市町振興共同事業助成金助成申請書(第1号様式(規程第5条関係))
 - ② 事業計画書(第2号様式(規程第5条関係))※内訳事業毎に要作成
 - ③ 収支予算書又はこれに代わる書類 ※内訳事業毎に要作成
 - ④ 研修機関発行の受講決定通知書(写)又はこれに代わる書類(研修機関派遣事業のみ)

3 助成金の決定

協会において申請書類の審査後、助成決定通知が送付されます。

4 事業の変更/中止/廃止

- (1) 事業変更/中止/廃止申請
 - ア 変更
 - 次の変更がある場合は申請が必要です。
 - ・事業を追加する場合
 - ・事業の実施方法の変更(委託→直営など)
 - ・事業の実施主体の変更(負担金、補助金交付先の変更など)
 - ・事業費の増額により、助成額が増額になる場合(研修派遣旅費の変更など)
 - イ 中止/廃止
 - ・事業の全部を中止又は廃止する場合(一部の事業を中止又は廃止する場合は、実績報告で行います。)

(2) 申請期限

変更/中止/廃止が決定次第、速やかに提出ください。

(3) 提出書類

- ① 市町振興共同事業助成金助成（変更/中止/廃止）申請書
(第4号様式（規程第7条関係）)
- ② 事業計画書（変更後）（第2号様式（規程第5条関係））※変更の場合
- ③ 収支予算書（変更後）又はこれに代わる書類 ※変更の場合

(4) 決 定

協会において審査後、助成変更/中止/廃止決定通知が送付されます。

5 実績報告

(1) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過する日又は翌年（事業完了年度）の2月末日までのいずれか早い期日までに提出してください。（必着）

(2) 提出書類

- ① 市町振興共同事業助成金実績報告書（第6号様式（規程第8条関係））
- ② 事業報告書（第7号様式（規程第8条関係））
- ③ 収支決算書又はこれに代わる書類
- ④ 領収書（写）又はこれに代わる書類（支出整理簿（写）、支出命令書（写）等）
※補助事業等において、実施主体が実行委員会など市町と異なる団体の支出伝票等については不要ですが、市町の補助金等の支出に係る支出伝票等は必要です。
※実績報告までに支払が確認できない場合、支出負担行為決議書と併せて契約書（写）等、支払日を確認できる書類を提出してください。
- ⑤ 研修機関発行の受講証明書又はこれに代わる書類（研修機関派遣事業のみ）

6 助成金の確定・請求

実績報告後、助成金確定通知書が協会から送付されますので、通知書を受領後、助成金請求書（第9号様式（規程第10条関係））を提出してください。

（請求書の提出期限は、令和8年3月19日までです。）

7 留意事項

・地域活性化支援事業及び国際交流支援事業については、ソフト事業を対象としているので、工事請負費及び備品購入費は対象外とします。

また、職員（会計年度任用職員を含む）の人件費（給与費、時間外手当等）も対象外とします。（事業遂行に必要な謝礼や費用弁償等は対象となります。）

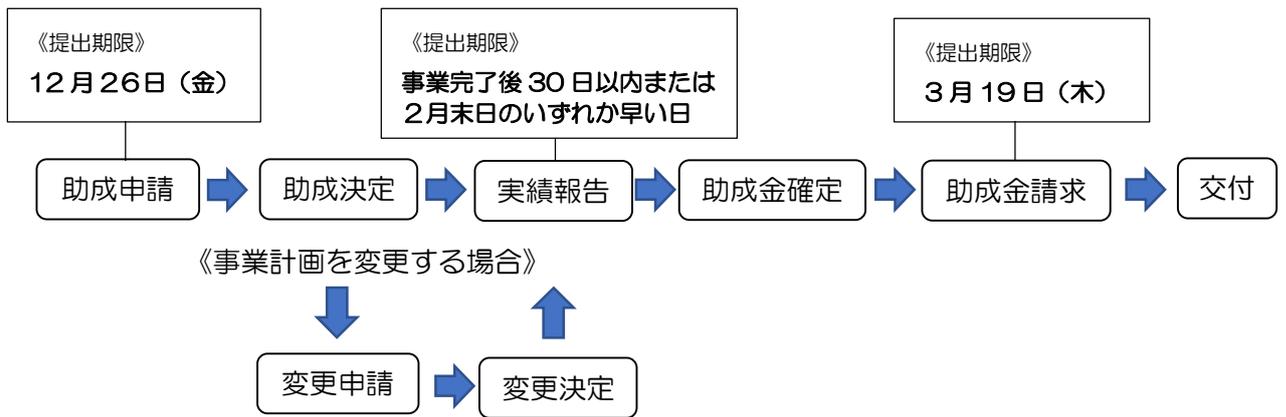
・国等からの交付金等を財源としている事業と重複する場合は不可とします。（事業費からその財源を差し引いたものが対象事業費となります。）

・食糧費については、その場で提供する茶菓のみを対象とします。

・1年間を通じて実施される事業に対し、補助金や委託料で交付している場合、2月末の実績報告の期日までに事業費が確定しており、精算がないものであれば対象とします。

・研修機関派遣事業について、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所で3月に開催される研修は、対象とします。

《助成申請等の流れ》



令和7年度 地域活性化支援事業助成金の上限額一覧

NO.	市 町	割分	人口(人)	助成算定額(円)	助成上限額(円)	前年比(%)
1	長崎市	12	409,118	9,756,097	9,756,000	104.16%
2	佐世保市	12	243,223	9,756,097	9,756,000	104.16%
3	島原市	5	43,338	4,065,040	4,065,000	104.18%
4	諫早市	7	133,852	5,691,056	5,691,000	104.17%
5	大村市	7	95,397	5,691,056	5,691,000	104.17%
6	平戸市	5	29,365	4,065,040	4,065,000	104.18%
7	松浦市	5	21,271	4,065,040	4,065,000	104.18%
8	対馬市	5	28,502	4,065,040	4,065,000	104.18%
9	壱岐市	5	24,948	4,065,040	4,065,000	104.18%
10	五島市	5	34,391	4,065,040	4,065,000	104.18%
11	西海市	5	26,275	4,065,040	4,065,000	104.18%
12	雲仙市	5	41,096	4,065,040	4,065,000	104.18%
13	南島原市	5	42,330	4,065,040	4,065,000	104.18%
14	長与町	5	40,780	4,065,040	4,065,000	104.18%
15	時津町	5	29,339	4,065,040	4,065,000	104.18%
16	東彼杵町	5	7,721	4,065,040	4,065,000	104.18%
17	川棚町	5	13,377	4,065,040	4,065,000	104.18%
18	波佐見町	5	14,291	4,065,040	4,065,000	104.18%
19	小値賀町	5	2,288	4,065,040	4,065,000	104.18%
20	佐々町	5	13,912	4,065,040	4,065,000	104.18%
21	新上五島町	5	17,503	4,065,040	4,065,000	104.18%
	合 計	123	1,312,317	99,999,986	99,999,000	104.17%

(注) 1 市町数は令和7年1月1日現在、人口は令和2年国勢調査(確定値)である。

2 上限額は、助成算定額の1,000円未満を四捨五入して算定

令和7年度 国際交流支援事業助成金の上限額一覧

NO.	市 町	均等割分(30%)	人口割分(70%)		助成算定額	助成上限額(円)	前年比 (%)
		金額A(円)	人口(人)	金額B(円)	C(A+B)	C (千円未満四捨五入)	
1	長崎市	642,857	409,118	9,820,201	10,463,058	10,463,000	100%
2	佐世保市	642,857	243,223	5,838,166	6,481,023	6,481,000	100%
3	島原市	642,857	43,338	1,040,257	1,683,114	1,683,000	100%
4	諫早市	642,857	133,852	3,212,895	3,855,752	3,856,000	100%
5	大村市	642,857	95,397	2,289,847	2,932,704	2,933,000	100%
6	平戸市	642,857	29,365	704,858	1,347,715	1,348,000	100%
7	松浦市	642,857	21,271	510,575	1,153,432	1,153,000	100%
8	対馬市	642,857	28,502	684,143	1,327,000	1,327,000	100%
9	壱岐市	642,857	24,948	598,835	1,241,692	1,242,000	100%
10	五島市	642,857	34,391	825,499	1,468,356	1,468,000	100%
11	西海市	642,857	26,275	630,687	1,273,544	1,274,000	100%
12	雲仙市	642,857	41,096	986,441	1,629,298	1,629,000	100%
13	南島原市	642,857	42,330	1,016,061	1,658,918	1,659,000	100%
14	長与町	642,857	40,780	978,856	1,621,713	1,622,000	100%
15	時津町	642,857	29,339	704,234	1,347,091	1,347,000	100%
16	東彼杵町	642,857	7,721	185,329	828,186	828,000	100%
17	川棚町	642,857	13,377	321,092	963,949	964,000	100%
18	波佐見町	642,857	14,291	343,031	985,888	986,000	100%
19	小値賀町	642,857	2,288	54,919	697,776	698,000	100%
20	佐々町	642,857	13,912	333,934	976,791	977,000	100%
21	新上五島町	642,857	17,503	420,130	1,062,987	1,063,000	100%
	合 計	13,499,997	1,312,317	31,499,990	44,999,987	45,001,000	100%

(注) 1 均等割分、人口割分の比率は各々30:70ずつとする。

2 市町数は令和7年1月1日現在、人口は令和2年国勢調査(確定値)である。

3 上限額は、助成算定額の1,000円未満を四捨五入して算定

第1号様式（第5条関係）

令和〇年 〇月 〇日

公益財団法人 長崎県市町村振興協会
理事長 ○○○○○○ 様

申請団体 所在地 ○○○○○○
名称 ○○○○○○
代表者 ○○○○○○

印

市町村振興共同事業助成金助成申請書

公益財団法人長崎県市町村振興協会市町村振興共同事業助成金申請規定に基づき、下記のとおり申請します。

(地域活性化支援事業の場合)
事業費合計の2分の1以下の額かつ各市町の助成金上限額以下の額を記入ください。
(記入例)
上限額 4,065,000 円、事業費合計 9,000,000 円×1/2=4,500,000 円の場合

記

1 助成金助成申請額 4,065,000 円

- 2 助成対象事業名
- 研修及び調査・研究事業
 - 地域活性化支援事業
 - 国際交流支援事業
 - 長崎県防災航空隊常駐化支援事業

該当する事業に☑し、この事業毎に申請してください。

(内訳)

単位：円

番号	団体事業名	事業費
1	○○○補助金	4,000,000
2	○○開催事業	1,000,000
3	○○大会	1,500,000
4	○○委託事業	2,500,000
	合計	9,000,000

※助成申請書に記入した内訳事業毎に提出してください。

第2号様式(第5条関係)

事業計画書

団体名	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する事業に <input type="checkbox"/> してください。		連絡先	担当部署 氏名 電話番号	研修機関派遣事業・地方4団体 研修及び調査・研究事業のい ずれかを記入ください。	
助成対象 事業名	<input type="checkbox"/> 研修及び調査・研究事業 () <input checked="" type="checkbox"/> 地域活性化支援事業 (コミュニティ活性化支援事業) <input type="checkbox"/> 国際交流支援事業 <input type="checkbox"/> 長崎県防災航空機整備支援事業 <input type="checkbox"/> 長崎県防災航空機整備支援事業					
(内訳)番号	2	団体事業名	〇〇開催事業			
事業目的	助成申請書(第1号様式)に記 入した(内訳)番号・団体事 業名を記入してください。					
事業内容						
実施期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日 ※実績報告提出締切日は、 2月末日 です。 (締切日までに実績報告が提出できる事業が対象です。)					
事業費	収入		支出			
	科目	予算額(円)	科目	予算額(円)		
	財 源 内 訳	振興共同事業助成金	〇〇〇〇〇円	助 成 対 象	報償費	△△△△△円
		一般財源	〇〇〇〇〇円		需用費	△△△△△円
		交付金	〇〇〇〇円		使用料及び賃借料	△△△△△円
		参加料	〇〇〇〇円			
				計	△△△△△円	
				助 成 対 象 外	食糧費	□□□□□円
					計	□□□□□円
	合計	1,000,000円	合計	1,000,000円		
備考						

第4号様式（第7条関係）

令和〇年 〇月 〇日

公益財団法人 長崎縣市町村振興協会
理事長 ○○○○○○ 様

申請団体 住 所 ○○○○○○
名 称 ○○○○○○
代表者 ○○○○○○



市町振興共同事業助成金 変 更 申請書 該当するものを囲んでください。
中 止
廃 止

〇年 〇月 〇日付 〇長振第〇号により助成の決定を受けた市町振興共同事業助成金助成対象事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、公益財団法人長崎縣市町村振興協会市町振興共同事業助成金助成規程第7条の規定に基づき申請します。

記

1 変更内容

	当初内容	変更後	増減額
事業総額	9,000,000円	8,000,000円	0円
助成申請額	4,065,000円	4,065,000円	0円
その他財源	4,935,000円	4,935,000円	0円
事業内容	1 ○○○補助金 2 ○○開催事業 <u>3 ○○大会</u> 4 ○○委託事業	1 ○○○補助金 2 ○○開催事業 <u>3 ○○フェスティバル</u> 4 ○○委託事業	—

2 変更・中止・廃止の理由

○○大会の開催が中止となり、○○フェスティバルを新たに追加するため

公益財団法人長崎県市町村振興協会
理事長 ○○○○○○ 様

申請団体 住所 ○○○○○○
名称 ○○○○○○
代表者 ○○○○○○



市町振興共同事業助成金実績報告書

〇年 〇月 〇日付 〇長振第〇号により助成の決定を受けた市町振興共同事業助成金について、公益財団法人長崎県市町村振興協会市町振興共同事業助成金助成規程第8条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成対象事業名
- 研修及び調査・研究事業
 - 地域活性化支援事業
 - 国際交流支援事業
 - 長崎県防災航空隊常駐化支援事業

該当する事業に☑し、この事業毎に報告してください。

2 助成決定額 4,065,000 円

助成決定通知書で決定を受けた助成決定額を記入ください。

3 事業費決算額 8,860,500 円

(内訳)の事業費決算額の合計額を記入ください。

(内訳)

単位：円

番号	団体事業名	事業費決算額
1	○○○補助金	4,000,000
2	○○開催事業	635,000
3	○○フェスティバル	1,725,500
4	○○委託事業	2,500,000
	合計	8,860,500

助成申請書（第1号様式）に記入した番号・事業名を記入ください。

※実績報告書に記入した内訳事業毎に提出してください。

第7号様式(第8条関係)

事業報告書

団体名	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する事業に してください。		連絡先	担当部署 氏名 電話番号	<input type="checkbox"/> 研修機関派遣事業・地方4団体研修及び調査・研究事業のいずれかを記入ください。		
助成対象事業名	<input type="checkbox"/> 研修及び調査・研究事業 () <input checked="" type="checkbox"/> 地域活性化支援事業 (コミュニティ活性化支援事業) <input type="checkbox"/> 国際交流支援事業 <input type="checkbox"/> 長崎県防災航空隊等活性化支援事業						
(内訳)番号	4	団体事業名	<input type="checkbox"/> 委託事業				
事業目的	<input type="checkbox"/> 実績報告書(第6号様式)に記入した(内訳)番号・団体事業名を記入ください。						
事業内容	<input type="checkbox"/> コミュニティ活性化支援事業・定住促進支援事業・地域特産品需要拡大支援事業のいずれかを記入ください。						
実施期間	令和〇年 〇月 〇日 ~ 令和〇年 〇月 〇日						
事業費	収入			支出			
	科目	決算額(円)		科目	決算額(円)		
	財源内訳	振興共同事業助成金	〇〇〇〇〇円		委託料	2,500,000円	
		一般財源	〇〇〇〇〇円				
					助成対象		
						計	
			助成対象外				
				計			
	合計	2,500,000円		合計	2,500,000円		
備考							

公益財団法人長崎縣市町村振興協会
市町振興共同事業助成金助成規程

平成25年4月8日

規程第25号

改正 平成26年3月26日 規程第30号

改正 平成29年1月23日 規程第1号

改正 平成31年3月15日 規程第1号

改正 令和3年2月16日 規程第1号

改正 令和4年3月22日 規程第1号

改正 令和5年3月24日 規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、定款第3条第3項に基づく長崎県内の市町（以下「市町」という。）が共通の利益を目的として実施する住民の福祉の増進に資すると認められる事業を対象に公益財団法人長崎縣市町村振興協会が助成する市町振興共同事業助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業等)

第2条 助成対象となる事業は、市町が共通の利益を目的として、単独又は複数で実施する事業で、次のいずれかに該当する事業とする。

(1) 研修及び調査・研究事業

ア 研修機関派遣事業

イ 地方4団体研修及び調査・研究事業

(2) 地域活性化支援事業

ア コミュニティ活性化支援事業

イ 定住促進支援事業

ウ 地域特産品需要拡大支援事業

(3) 国際交流支援事業

(4) 長崎県防災航空隊常駐化支援事業

2 助成対象経費は、前項に規定する事業の実施に必要な経費とし、別に定めるところによる。

(助成対象団体)

第3条 助成対象となる団体は、市町及び複数の市町で組織する団体等とし、助成対象事業毎に理事長が別に定める。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、公益財団法人長崎縣市町村振興協会の毎年度予算に定める範囲とする。

(助成金の申請)

第5条 助成を受けようとする団体は、理事長が定める期日までに、市町振興共同事業助成金助成申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(助成の決定)

第6条 理事長は、前条の規定により助成申請があったときは、申請の内容を審査し、助成すべきものと認めたときは、助成を決定し、申請団体に市町振興共同事業助成金助成決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 前条の規定により助成決定を受けた団体が、やむを得ない理由により、事業内容を変更、中止又は廃止をする必要があるときは、市町振興共同事業助成金助成(変更・中止・廃止)申請書(第4号様式)に、理事長が必要とする書類を添付して、理事長に申請しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により申請があったときは、申請の内容を審査し、助成の変更、中止又は廃止を認めたときは、変更等を決定し、申請団体に市町振興共同事業助成金助成(変更・中止・廃止)決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第6条の規定により助成決定を受けた団体は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は理事長が定める期日のいずれか早い期日までに、市町振興共同事業助成金実績報告書(第6号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に実績を報告しなければならない。

- (1) 事業報告書(第7号様式)
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 領収書又はこれに代わる書類
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第9条 理事長は、前条の規定により実績報告があったときは、報告の内容を審査のうえで助成金の額を確定し、申請団体に市町振興共同事業助成金確定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条に規定する確定通知を受けた団体は、理事長が定めた期日までに市町振興共同事業助成金交付請求書(第9号様式)により理事長に助成金を請求することができる。

(決定の取消し)

第11条 理事長は、第6条の規定により助成決定を受けた団体が次のいずれかに該当したときは、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 市町振興共同事業助成金申請書等助成の申請に必要な書類に事実と異なる記載をし、不当に助成金を受けたとき
- (2) 助成金の決定を受けた事業以外に助成金を使用したとき
- (3) 前条第1項に規定する実績報告において、事実と異なる報告をしたとき

(助成金の返還)

第12条 前条の規定により助成金の全部又は一部を取り消された団体は、既に助成されている助成金のうち、その取消しに係る額を、理事長の指定する日までに返還しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人長崎縣市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

事業計画書

団体名			連絡先	担当部署 氏名 電話番号			
助成対象 事業名	<input type="checkbox"/> 研修及び調査・研究事業 () <input type="checkbox"/> 地域活性化支援事業 () <input type="checkbox"/> 国際交流支援事業 <input type="checkbox"/> 長崎県防災航空隊常駐化支援事業						
(内訳)番号		団体事業名					
事業目的							
事業内容							
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日						
事業費	収入			支出			
		科目	予算額(円)	科目	予算額(円)		
	財源内訳			助成対象			
						計	
				計			
	合計		合計				
備考							

第3号様式（第6条関係）

長振第 号
年 月 日

様

公益財団法人長崎縣市町村振興協会
理事長

市町振興共同事業助成金助成決定通知書

年 月 日付 で申請のあった市町振興共同事業助成金について、下記のとおり助成することに決定したので通知します。

記

- 1 助成対象事業名
- 2 助成決定額
- 3 助成条件
- 4 助成期間

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

公益財団法人 長崎県市町村振興協会
理事長 様

申請団体 住所
名称
代表者

印

市町振興共同事業助成金 $\left(\begin{array}{c} \text{変 更} \\ \text{中 止} \\ \text{廃 止} \end{array} \right)$ 申請書

年 月 日付 長振第 号により助成の決定を受けた市町振興共同事業助成金助成対象事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、公益財団法人長崎県市町村振興協会市町振興共同事業助成金助成規程第7条の規定に基づき申請します。

記

1 変更内容

	当初内容	変更後	増減額
事業総額	円	円	円
助成申請額	円	円	円
その他財源	円	円	円
事業内容			—

2 変更・中止・廃止の理由

第5号様式（第7条関係）

長振第 号
年 月 日

様

公益財団法人長崎縣市町村振興協会
理事長

市町振興共同事業助成金助成 $\left(\begin{array}{c} \text{変 更} \\ \text{中 止} \\ \text{廃 止} \end{array} \right)$ 決定通知書

年 月 日付 で申請のあった市町振興共同事業助成金について、下記
のとおり助成の（変更・中止・廃止）を決定したので通知します。

記

1 助成対象事業名

2 変 更 内 容

3 変更後助成決定額 円

事業報告書

団体名			連絡先	担当部署 氏名 電話番号		
助成対象 事業名	<input type="checkbox"/> 研修及び調査・研究事業 () <input type="checkbox"/> 地域活性化支援事業 () <input type="checkbox"/> 国際交流支援事業 <input type="checkbox"/> 長崎県防災航空隊常駐化支援事業					
(内訳)番号		団体事業名				
事業目的						
事業内容						
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
事業費	収入			支出		
		科目	決算額(円)	科目	決算額(円)	
	財 源 内 訳			助 成 対 象		
						計
				助 成 対 象 外		
					計	
	合計		合計			
備考						

第8号様式（第9条関係）

長振第 号
年 月 日

様

公益財団法人長崎縣市町村振興協会
理事長

市町振興共同事業助成金確定通知書

年 月 日付 で実績報告のあった市町振興共同事業助成金について、下記のとおり確定したので公益財団法人長崎縣市町村振興協会市町振興共同事業助成金助成規程第9条に基づき通知します。

記

- 1 助成対象事業名
- 2 助成決定額
- 3 事業費決算額
- 4 助成確定額

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

公益財団法人長崎県市町村振興協会

理事長 様

請求者住所

名 称

代表者名 ㊟

市町振興共同事業助成金交付請求書

年 月 日付 長振第 号により助成金の助成確定を受けた市町振興共同事業助成金について、公益財団法人長崎県市町村振興協会市町振興共同事業助成金助成規程第10条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 助成金交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	
支 店 名	支店
預 金 種 目	普通 ・ 当座 ・ 別段
口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人	()

公益財団法人長崎県市町村振興協会
研修機関派遣事業助成金交付要綱

平成25年4月1日

要綱第2号

改正 平成26年3月31日 要綱第6号

改正 令和4年3月22日 要綱第2号

改正 令和5年3月24日 要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県内の市町（以下「市町」という。）が実施する人材育成を支援するために、研修機関等に職員等を派遣する市町に対して助成する市町振興共同事業助成金研修機関派遣事業助成金について公益財団法人長崎県市町村振興協会市町振興共同事業助成金助成規程（平成25年4月8日規程第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(助成対象研修)

第2条 助成対象研修は次のとおりとする。

- (1) 市町村職員中央研修所における研修、特別職（議員を除く）及び幹部職員を対象とした特別セミナー
- (2) 全国市町村国際文化研修所における研修、特別職（議員を除く）及び幹部職員を対象とした特別セミナー
- (3) 公益財団法人長崎県建設技術研究センターにおける一般研修

(助成対象団体)

第3条 助成対象となる団体は、市町とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費は、第2条に規定する研修を受講する場合に要する旅費及其他諸経費とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、派遣職員1人当たり1回につき助成対象経費に3分の2を乗じた額以内の額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公益財団法人長崎県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

公益財団法人長崎県市町村振興協会
地方4団体研修及び調査・研究事業助成金交付要綱

令和5年4月1日
要綱第4号

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県内の市町（以下「市町」という。）における地方自治の発展に寄与することを目的とする地方4団体に対して助成する市町振興共同事業助成金地方4団体研修及び調査・研究事業助成金について公益財団法人長崎県市町村振興協会市町振興共同事業助成金助成規程（平成25年4月8日規程第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(助成対象団体)

第2条 助成対象となる団体は、次に掲げる地方4団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 長崎県市長会
- (2) 長崎県町村会
- (3) 長崎県市議会議長会
- (4) 長崎県町村議会議長会

(対象事業)

第3条 対象事業は、地方4団体が行う市町の首長、職員及び市町議員等の人材育成に係る研修及び市町振興のための調査・研究を目的とする事業とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、対象事業の実施に必要な経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、助成の対象外とする。

- (1) 団体職員の人件費
- (2) 食糧費（茶菓代を除く。）
- (3) 支出した額を確認することができない経費
- (4) 助成の対象として適切でないと認められる経費

(助成金額)

第5条 助成金額は、助成対象経費の実費額とする。ただし、旅費については、団体が負担する経費に3分の2を乗じた額以内の額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 各団体の助成金の上限額については、理事長が別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

公益財団法人長崎県市町村振興協会
地域活性化支援事業助成金交付要綱

平成25年4月1日

要綱第3号

改正 平成26年3月31日 要綱第7号

改正 平成29年2月27日 要綱第1号

改正 令和5年3月24日 要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県内の市町（以下「市町」という。）のまちづくりを支援し、地域の活性化を図ることを支援するために助成する市町振興共同事業助成金地域活性化支援事業助成金について公益財団法人長崎県市町村振興協会市町振興共同事業助成金助成規程（平成25年4月8日規程第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 対象事業は、次に掲げるものとする。

(1) コミュニティ活性化支援事業

市町が実施する文化・スポーツ・祭り・地域間交流等のソフト事業

(2) 定住促進支援事業

県内の人口増のためのU・Iターン促進のためのソフト事業

(3) 地域特産品需要拡大支援事業

地域の特産品の開発並びに市場開拓のための事業

(助成対象団体)

第3条 助成対象となる団体は、市町とする

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、対象事業の実施に必要な経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、助成の対象外とする。

(1) 市町職員の人件費

(2) 食糧費（茶菓代を除く。）

(3) 支出した額を確認することができない経費

(4) 助成の対象として適切でないと認められる経費

(助成金額)

第5条 助成金額は、助成対象事業費のうち市町が負担する経費に2分の1を乗じた額以内の額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 各市町の助成金の上限額については、理事長が別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公益財団法人長崎県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

公益財団法人長崎県市町村振興協会
国際交流支援事業助成金交付要綱

平成25年4月1日

要綱第4号

改正 平成26年3月31日 要綱第8号

改正 平成29年2月27日 要綱第2号

改正 令和3年2月16日 要綱第1号

改正 令和4年3月22日 要綱第1号

改正 令和5年3月24日 要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県内の市町（以下「市町」という。）が実施する国際交流を支援するために助成する市町振興共同事業助成金国際交流支援事業助成金について公益財団法人長崎県市町村振興協会市町振興共同事業助成金助成規程（平成25年4月8日規程第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 対象事業は、市町が実施する住民の参加する人的交流を伴う国内又は海外での事業で、理事長が国際交流事業であると認めるものとする。

(助成対象団体)

第3条 助成対象となる団体は、市町とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、対象事業の実施に必要な経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、助成の対象外とする。

- (1) 市町職員の人件費
- (2) 食糧費（茶菓代を除く。）
- (3) 支出した額を確認することができない経費
- (4) 助成の対象として適切でないと認められる経費

(助成金額)

第5条 助成金額は、助成対象事業費のうち市町が負担する経費に5分の4を乗じた額以内の額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 各市町の助成金の上限額は、毎事業年度予算で定める額の100分の30を均等割、100分の70を人口割で算出した金額を合算し、千円未満の端数は四捨五入したものとする。

3 市町の数は、当該年度の4月1日現在のものとし、市町の人口は、直近の国勢調査（確定値）によるものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公益財団法人長崎県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

公益財団法人長崎縣市町村振興協会
長崎県防災航空隊常駐化支援事業助成金交付要綱

令和5年4月1日
要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県防災ヘリコプターの円滑な運航管理を図り、長崎県防災消防体制の充実強化に資することを目的に構成された長崎県防災ヘリコプター運航連絡協議会に対して助成する市町振興共同事業助成金長崎県防災航空隊常駐化支援事業助成金について公益財団法人長崎縣市町村振興協会市町振興共同事業助成金助成規程（平成25年4月8日規程第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(助成対象団体)

第2条 助成対象となる団体は、長崎県防災ヘリコプター運航連絡協議会とする。

(助成対象経費)

第3条 助成対象となる経費は、防災航空隊の常駐化に係る隊員の人件費とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、助成対象経費に3分の2を乗じた額以内の額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。